

平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日

緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施についての意見

弁護士 浜田真樹（大阪弁護士会）

1 前提として確認しておくべきこと

(1) 臨検搜索の件数が少ない理由は何か

制度導入以来、臨検搜索の実施件数がきわめて少ないことには、議論の余地がない。しかし、件数が少ないことの原因がどこにあるのかは検証されているか。

(2) 臨検搜索が迅速に行われていないことで、実際にどのような弊害が生じているのか

臨検搜索許可状の取得までに時間を要したことから虐待被害が拡大したとか、迅速に行えないために臨検搜索の手段を断念したといった事案が、現に生じているのか。

2 安全確認等の迅速化のために必要な方策

(1) 手続の全体像や標準的な流れを簡潔に示したマニュアル

法改正を要しない形で迅速化を図ろうと思えば、運用を改善するしかない。その点では、現場の児相職員が立入調査等の制度について、その全体像を理解し、各手続が全体像の中でいかなる意味を持つのかを認識していることが必要である。また、標準的な進行スケジュールを策定して示すことも有用と思われる。

(2) 必要な書式の整備（既存のものよりさらに詳しいもの）

臨検・搜索許可状請求書等の書式はすでに示されているところであるが、具体的にどのような事情をどの程度記載する必要があるのか、また、最低限必要な資料はどのようなものか、ということは、書式や既存の手引き等では必ずしも明らかにできていない。ケースの個別性が高いことから致し方ないともいえるが、たとえば、必ず検討・記載すべきポイントを書式の中にチェックボックス形式で入れ込んでしまうことも考えられる。

(3) Q & A¹

臨検・捜索が認められるための要件は、

1. 保護者が再出頭要求（児童虐待防止法9条の2第1項）に応じないこと
2. 児童虐待が行われている疑いがあること
3. 当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため
4. 管轄裁判所の裁判官による許可状をあらかじめ取得していること

である（児童虐待防止法9条の3）。また、要件の一である再出頭要求ができるための要件として、保護者が正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したことが必要である。

ここで、これらの要件を規定する文言（下線を付した箇所が典型的であるが、これに限らない）について、その意味するところが必ずしも明確でないという問題がある。そこで、こういった点について、実際に立入調査等に従事する職員のためのQ & Aが整備されることが有用であると考えます。

例えば、以下のような項目について指針を示すことが考えられる。

【例】 オートロックのマンションで、住人らしき人がたまたま開錠した際に、マンション内部に入ってよいか

調査対象住戸の玄関ドアが開け放ってある場合、そのまま居宅内に入ってよいか

調査対象住戸において、玄関ドアを閉められそうになったときに足を差し込んで閉められないようにしてもよいか

部屋の中には人影（保護者かどうかは不明）があるが玄関チャイムを鳴らし続けても反応がない場合、「正当な理由なく…職員の立入りまたは調査を拒」んだといえるか

保護者が在宅していない可能性があるときに、出頭を求める書面を玄関ドアに挟みこむことで、「…出頭することを求め」（同法9条の2）たといえるか

¹ 立入調査等の現場で生じ得る問題への対処等については、すでに、「子ども虐待対応の手引き」に記載があるほか、「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」（平成22年8月26日雇児総発0826第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）、「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」（平成22年9月30日雇児総発0930第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）等の通知類、さらには平成20年2月22日全国児童福祉主管課長会議の資料等においても、判断基準やQ & A等がある程度示されている。

ここで提案するのは、立入調査等の現場で実際に判断に迷うような事柄について、網羅的に、かつ、より具体的に検討し、現場の職員のための指針を示すようなものを想定している。

(4) 児童相談所職員への研修

上記のようにマニュアル等を整備することと併せ、現場で臨検捜索やその許可状請求の事務に従事する職員に対し、研修を行うことが必要である。

(5) 法律専門職（弁護士）の実効的な活用

資料²によれば、児童相談所における弁護士等との協力・連携状況は、すべての児童相談所において「整えている」とされている。しかし、その実態には様々なものがあり、必ずしも十分な連携体制がとられているところばかりではないと思われる。

臨検捜索許可状の請求は裁判所への申立てという法的手続であるから、何らかの形で弁護士が関与することが有用である。

3 その他

(1) 安全確認にかかる制度を全体として検討する必要

臨検捜索の迅速化を目指す場合、立入調査（司法審査不要）との役割分担をどう考えるか。手続の迅速性や柔軟さについては立入調査のほうが優位と思われるが、これをどう評価するか。

(2) 実態の検証の必要性

立入調査や臨検捜索等の安全確認手段の活用状況や、改善を要する問題点について広く検証を行うことが必要である。

以上

² 平成 26 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料 P247。